

第18期 定時株主総会 招集ご通知



■ 開催日時

2022年3月29日（火曜日）
午後2時00分（受付開始：午後1時15分）

■ 開催場所

東京都新宿区西新宿八丁目17番地1号
住友不動産新宿グランドタワー5階
ベルサール新宿グランド
コンファレンスセンター

※末尾の会場ご案内図をご参照ください。

INDEX

■ 第18期定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	5
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件	5
第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件	7
第3号議案 会計監査人選任の件	9
■ 事業報告	10
■ 連結計算書類	32
■ 計算書類	34
■ 監査報告書	36



証券コード：2191

テラ株式会社

証券コード 2191
2022年3月14日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿七丁目22番36号

テ ラ 株 式 会 社
代表取締役社長 真 船 達

第18期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第18期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、可能な限り株主総会当日のご来場はお控えいただきますようお願い申し上げます。当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、後述のご案内に従って2022年3月28日（月曜日）午後6時30分までに議決権を行使下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1 日 時 2022年3月29日（火曜日）午後2時00分（受付開始：午後1時15分）
2. 場 所 東京都新宿区西新宿八丁目17番地1号
住友不動産新宿グランドタワー5階
ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター
※ 末尾の会場ご案内図をご参照ください。
- 3 目的事項
報告事項
 1. 第18期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第18期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
 - 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
 - 第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
 - 第3号議案 会計監査人選任の件

以 上

- ~~~~~
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙及び入場票を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ・株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tella.jp/>) に掲載させていただきます。
 - ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制」及び「剰余金の配当等の決定に関する方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき当社ホームページ (<https://www.tella.jp/>) に掲載しており、本招集通知に添付の事業報告・計算書類等は、監査報告の作成に際して監査等委員会及び会計監査人が監査を行った事業報告・計算書類等の一部であります。
 - ・定時株主総会後に株主の皆様にお送りしておりました決議通知及び株主通信につきましては、書面によるご送付に代えて、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使の方法についてのご案内

株主総会にご出席いただける場合



株主総会へ出席

株主総会開催日時

2022年3月29日（火曜日）
午後2時00分

同封の議決権行使書用紙及び入場票をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

株主総会にご出席いただけない場合

書面による議決権行使

議決権行使期限

2022年3月28日（月曜日）
午後6時30分まで

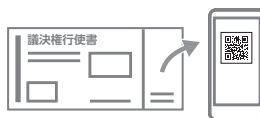


同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

「スマート行使」によるご行使

議決権行使期限

2022年3月28日（月曜日）
午後6時30分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

インターネットによるご行使

議決権行使期限

2022年3月28日（月曜日）
午後6時30分まで

パソコン、スマートフォン又は
携帯電話等から、

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

▶ 重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット（「スマート行使」を含む。）等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、
以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使について ☎️ 0120-652-031 (9:00～21:00)

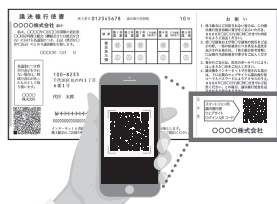
その他のご照会 ☎️ 0120-782-031 (平日9:00～17:00)

インターネット等による議決権行使について

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

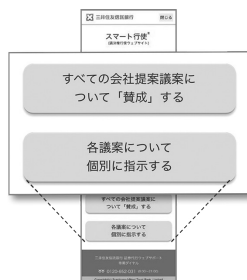
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取って下さい。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

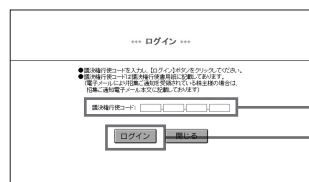


1 議決権行使ウェブサイトへアクセスして下さい。



「次へすすむ」をクリック

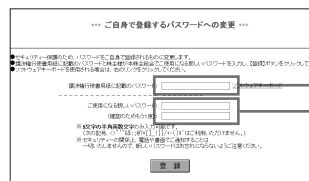
2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力下さい。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」と実際にご使用になる新しいパスワードを入力し、「登録」をクリック



「パスワード」を入力

「新しいパスワード」を入力

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

議案及び参考事項

第1号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（2名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。
(下線は現在の地位、担当及び重要な兼職の状況)

1

き　　うち　　きよ　　と

木内 清人

(1990年8月5日生)

新任

所有する当社の株式の数
一株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2017年 4 月 PwCあらた有責任監査法人 入所
2021年 4 月 アジアンブロードキャピタル・インベストメント合同会社 代表社員（現任）
2021年11月 木内公認会計士事務所 開設
2022年 2 月 木内清人税理士事務所 開設

2

かね　　だ　　あつ　　し

金田 充史

(1971年11月7日生)

新任

所有する当社の株式の数
一株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1994年 4 月 積水ハウス株式会社 入社
2004年 8 月 株式会社マリオット 代表取締役
2014年 9 月 医療法人社団 白金会 理事
2017年 4 月 社会福祉法人かがやき福祉会 理事（現任）
2018年11月 学校法人明德学園 理事（現任）

- 注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 木内清人氏は、慶應義塾大学経済学部卒業および早稲田大学専門職大学院会計研究科修了後、PwCあらた有限責任法人に入社されました。同氏は公認会計士であり、会計監査及び開示制度の専門家であります。当社の経営管理体制及び開示制度の対応強化に必要と判断し、取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者として選任するものです。
3. 金田充史氏は、経営者であり、医療法人や社会福祉法人の経営に携わってきた経験があり、医療業界に精通しています。医療機関では、がん免疫療法の1つであるナチュラルキラー細胞を導入した経験もあり、当社の樹状細胞ワクチン療法も熟知しており、国内外の自由診療における売上増加に貢献して頂きたく、常勤の取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者として選任するものです。
4. 木内清人氏及び金田充史氏が選任され、かつ取締役に就任した場合、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結します。当該補償契約では、同項第1号の費用および同項第2号の2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとなります。
5. 当社は、取締役に被保険者に含む会社法第430条の3第1項に規定する役員賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。木内清人氏及び木内清人氏が選任され、かつ取締役に就任した場合、同氏らは当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。
6. 取締役候補者の所有する当社株式数は、2021年12月31日現在の状況を記載しております。

第2号議案

監査等委員である取締役2名選任の件

2022年1月21日付にて西村國彦氏及び2022年2月1日付にて井上肇氏が監査等委員である取締役を辞任したために当社は現在法令に定める員数を欠いております。つきましては、監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

(下線は現在の地位、担当及び重要な兼職の状況)

1 || たか の てつ や
高野 哲也 (1981年5月3日生) **新任** **社外** 所有する当社の株式の数
一株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2007年9月 西村あさひ法律事務所 入所
2011年3月 第一中央法律事務所 入所
2013年5月 大知法律事務所 パートナー 入所 (現任)

2 || くす もと しん すけ
楠本 心亮 (1987年1月29日生) **新任** **社外** 所有する当社の株式の数
一株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2016年4月 AIG損害保険株式会社 入社
2019年12月 Quantitative Consulting株式会社 入社
2021年11月 株式会社スーツ 入社 (現任)

- 注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 高野哲也氏及び楠本心亮氏は、社外取締役候補者です。
3. 高野哲也氏は、弁護士であり、当社のガバナンス強化に必須の候補者です。同氏は、様々な分野での専門的な法律知識を有しており、また、上場会社・非上場会社において設置された第三者委員会の委員あるいは委員長に就任した経験を持ち、当社のガバナンス強化に貢献して頂きたく、監査等委員である取締役候補者として選任するものです。
4. 楠本心亮氏は、立教大学卒業後、AIG損害保険を経て、Quantitative Consulting株式会社にてDX推進プロジェクトを経験し、その後、株式会社スーツに入社して、当社の管理業務支援に関与されております。当社では、管理本部機能強化、そして、ガバナンス強化に貢献されることが期待されます。また当社は、ガバナンス強化のため常勤の監査等委員を置くことが市場から求められており、楠本心亮氏には常勤の監査等委員である取締役候補者として選任するものです。
5. 高野哲也氏及び楠本心亮氏が選任され、かつ監査等委員である取締役に就任した場合、会社法第427条第1項に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結します。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
6. 高野哲也氏及び楠本心亮氏が選任され、かつ監査等委員である取締役に就任した場合、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結します。当該補償契約では、同項第1号の費用および同項第2号の2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとなります。
7. 当社は、取締役（監査等委員である取締役を含む）を被保険者に含む会社法第430条の3第1項に規定する役員賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。高野哲也氏及び楠本心亮氏が選任され、かつ監査等委員である取締役に就任した場合、同氏らは当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中で同様の内容で更新することを予定しております。
8. 高野哲也氏は独立役員として東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしておりますので独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第3号議案

会計監査人選任の件

当社の会計監査人であった有限責任開花監査法人は、2021年10月22日付で当社会計監査人を辞任しております。これに伴い、会計監査人が不在となる事態を回避し、適正な監査業務が継続的に実施される体制を維持するために、後任の会計監査人としてHLB Meisei有限責任監査法人を一時会計監査人として2021年11月11日付で就任いただいております。同監査法人のこれまでの会計監査人の状況等から当社の会計監査人として相当であると判断し、監査等委員会の決定により同監査法人を会計監査人の候補者といたしました。

会計監査人候補者は次の通りであります。

名 称	HLB Meisei有限責任監査法人
所在地	東京都中央区日本橋本石町4-2-1 6 Daiwa日本橋本石町ビル5階
業務執行社員の氏名	関 和輝、町出 知則
日本公認会計士協会の上場 会社監査事務所登録制度に おける登録状況	登録されております。
沿 革	2005年5月 明誠監査法人設立 2010年2月 HLB Internationalに加盟 2019年10月 HLB Meisei有限責任監査法人へ名称変更
概 要	出資金 26百万円 構成人員 代表社員2名、社員4名、監査スタッフ21名、管理スタッフ3名、合計30名

注) 1. HLB Meisei有限責任監査法人が選任され、会計監査人に就任した場合、会社法第427条第1項に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結します。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円又は会社法第425条第1項に規定する最低限度額のいずれか高い額とします。なお、会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

以 上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にあります。個人消費に持ち直しの動きがみられます。先行きについては、感染対策に万全を期し、経済社会活動を継続していく中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待されますが、内外の感染拡大による下振れリスクの高まりに十分注意する必要があります。

このような状況のもと、当社グループは下記のとおり企業価値の向上に向けた取り組みを実行しました。

(1) 細胞医療事業の増収戦略：国内外の営業活動の強化により、収益アップ

当社は創業以来、当社独自の樹状細胞ワクチン療法を中心としたがん治療技術・ノウハウの提供を契約医療機関に行い、当社の収益の柱となっていました。しかしながら、2018年12月12日付開示でお知らせしましたように、当時当社の主要取引先である医療法人との取引を停止し、その後日本国における契約医療機関が減少しました。2019年より営業活動を再開しましたが、がん診療連携拠点病院での自由診療が実質的に規制されたこと、2020年より新型コロナウイルス感染症が世界的パンデミックとなり、2022年になっても収まっていないことなどの理由により、日本国内における契約医療機関の増加には至っておりません。引き続き、営業活動の強化を行って参ります。一方、当社は、2019年3月5日付開示でお知らせしましたように、当社の細胞製造所において近畿厚生局から特定細胞加工物製造許可証を受領し、新たな収益の柱となる製造開発受託事業を開始しました。2021年1月5日には、慶應義塾大学医学部より腫瘍浸潤Tリンパ球製品製造に係る業務を受託し、樹状細胞以外の新たな細胞の製造に成功し、提供を開始しました。今後も、大学や企業からの細胞加工の受託件数を増加させるべく営業活動を行って参ります。

海外においては、2018年9月10日付開示で報告しましたように、台湾の上場企業であるVectorite Biomedical社（以下、「VB社」）とテラのがん免疫療法の台湾における技術移転等に関する業務提携契約を締結しました。2019年2月19日付開示で報告しましたように、VB社は台湾の医療機関に対して、当社の樹状細胞ワクチンのがん治療用免疫細胞の加工を開始し、以来当社には台湾での実績件数に応じたロイヤリティが支払われています。2020年の新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延がありましたが、VB社の細胞の提供先である医療機関数は順調に伸びており、2021年12月現在、10医療機関となりました。それぞれの医療機関は、現在台湾のTFDA (Taiwan Food and Drug Administrations) へ自由診療におけるがんに対する樹状細胞ワクチン療法を行うための申請を行っています。当社は引き続きVB社との連携を強め、樹状細胞ワクチンの普及を進めて参ります。

(2) 開発品の拡大戦略：現行の開発品を薬事承認申請へ、新規開発品の展開により企業価値向上へ

2016年12月7日付開示でお知らせしましたように、当社子会社テラファーマ株式会社が和歌山県立医科大学と医師主導治験に関する契約を締結し、膵臓がんに対する樹状細胞ワクチン（以下「TLP0-001」）の再生医療等製品としての承認取得を目指して治験をサポートして参りました。2018年12月26日付開示でお知らせしましたように、中間解析にてTLP0-001の安全性が確認され、当該治験が、単一医療機関で安全性を確認する段階から複数の医療機関で有効性を検証する段階に移行いたしました。2020年の新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延の影響もあり、2020年2月13日付、2021年3月8日付、2021年12月28日付開示で報告しましたように、患者登録期間の延長を2022年9月までとしたため、TLP0-001の製造販売承認申請するまでの期間につきましても延長となる見込みではありますが、引き続き当医師主導治験をサポートして参ります。

当社の最初の樹状細胞ワクチンによるがん治療の治験における適応は膵臓がんですが、新たな開発品の拡大を行うべく、2019年10月2日付開示でお知らせしましたように、福島県立医科大学と進行再発胸腺がんに対するTLP0-001の有効性および安全性を評価する医師主導治験に関する契約を締結いたしました。当治験も2020年の新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延の影響を受けておりますが、引き続きサポートしていくとともに、TLP0-001のがん治療における適応拡大を検討して参ります。

(3) 次世代技術の研究開発戦略：次世代技術の研究を促進し、より優れたがん治療の開発につなげる

当社は創業以来、樹状細胞ワクチンによるがん治療に特化してビジネスを展開してまいりましたが、次世代技術の研究として、当社はT細胞等リンパ球によるがん治療の研究開発を開始いたしました。2021年1月5日付開示でお知らせしましたように、当社は、慶應義塾大学医学部より樹状細胞以外の免疫細胞の1つである腫瘍浸潤Tリンパ球（以下、「TIL療法」）製品製造に係る業務を受託しました。TIL療法はメラノーマ悪性黒色腫で効果があることがわかっている免疫細胞療法ですが、本研究開発では、日本でより需要の高い子宮頸癌をターゲットとしています。慶應義塾大学医学部は進行・再発子宮頸癌に対する治療薬開発を目指し、臨床試験を計画し、2020年12月3日に、当該臨床試験は厚生労働省先進医療会議において当該臨床試験が先進医療として許可されました。当社は、引き続き当該研究開発をサポートし、新たなパイプラインとなるように次世代技術の研究開発を推進して参ります。

当連結会計年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延により海外からのがん患者の日本国内における受診、いわゆるインバウンド需要の消失などがマイナス要因となったものの、2021年7月及び8月に大型案件として受注した新型コロナウイルス簡易抗体検査キ

ットを中心に、特定細胞加工物の受託製造事業における受注及びロイヤリティ収入等は前年実績を上回り、売上高は106,408千円（前期比30,047千円増、39.3%増）となりました。

コスト面においては、2021年12月13日付適時開示「特別損失（投資有価証券評価損）及び商品評価損の計上に関するお知らせ」にてお知らせしましたが、当社の主要事業である細胞医療事業の当社独自の樹状細胞ワクチン療法における「がん抗原ペプチド」（棚卸資産）については、新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延により、海外からのがん患者の日本国内における受診、いわゆるインバウンドの予測及び台湾における自由診療の治療拡大の予測が困難であることなどから、今後の販売予測等の見直しを行った結果、2021年12月期第3四半期決算において、商品の評価損40,933千円を売上原価に計上いたしました。また、販売費及び一般管理費については、前年度発行した新株予約権にかかるコスト（株式報酬費用）について、当期は発行しなかったこと及び前年度C E N E G E N I C S J A P A N株式会社と契約を締結し、現在は解約している新型コロナウイルス感染症（COVID-19）治療新薬開発に関する研究開発費が当期は発生しなかったこと等、前期比で大きな減少要因があったことで販売費及び一般管理費は、695,473千円（前年同期比33.9%減）となりました。一方で、2021年12月13日付適時開示「特別損失（投資有価証券評価損）及び商品評価損の計上に関するお知らせ」にてお知らせしましたように、当社が株式会社A I 医療福祉介護機器研究開発機構から153,000千円で取得した株式会社C E S デカルトの株式について、同社の将来の収益性等の検討を行った結果、投資有価証券評価損153,000千円を特別損失に計上しました。

その結果、営業損失は794,062千円（前期は1,089,236千円の損失）、経常損失は792,232千円（前期は1,099,333千円の損失）、親会社株主に帰属する当期純損失は948,759千円（前期は1,067,085千円の損失）となりました。

当連結会計年度における報告セグメント別の業績は次のとおりであります。

細胞医療事業

細胞医療事業は、当社独自の樹状細胞ワクチン療法を中心としたがん治療技術・ノウハウの提供を契約医療機関に行うとともに、主にがんに対する免疫細胞治療に係る特定細胞加工物の製造開発を受託しております。2021年12月期末時点での細胞医療事業の提携医療機関における樹状細胞ワクチン療法の症例数は、14症例（前年度64症例）であり、当社設立以降の累計では、約12,278症例となりました。

当連結会計年度につきましては、学校法人慶應義塾からの細胞加工の受託製造やVectorite Biomedical Inc.からのロイヤリティの発生があったものの、症例数が前期と比べ減少し、開発費用が26,676千円発生しました。その結果、売上高は106,408千円（前期比39.3%増）、セグメント損失は795,574千円（前期は1,120,807千円の損失）となりました。

医療支援事業

遺伝子検査サービスに関しては、当社では遺伝子検査サービスの実施を開始すべく準備を進めてまいりましたが、治療に結び付けた有効なサービスが開発できず、サービスの開始には至っておりません。

当連結会計年度につきましては、売上高は計上無し（前期は計上無し）、セグメント損失は222千円（前期は194千円の損失）となりました。

医薬品事業

医薬品事業は、膵臓がんに対する再生医療等製品としての樹状細胞ワクチンの承認取得を目指した活動を推進しております。

当連結会計年度につきましては、膵臓がんに対する再生医療等製品としての樹状細胞ワクチンの承認取得を目指した開発費用が237,865千円発生しました。その結果、売上高は計上無し（前期は計上無し）、セグメント損失は243,566千円（前期は272,414千円の損失）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、466千円であります。その主なものは、無菌細胞処理施設の工事費用となっております。

セグメント別の設備投資金額の科目別の内訳は、次のとおりとなっております。

(単位：千円)

	建物	工具、器具 及び備品	ソフトウェア	その他	計
細胞医療事業	—	466	—	—	466
医療支援事業	—	—	—	—	—
医薬品事業	—	—	—	—	—
連結消去	—	—	—	—	—
合計	—	466	—	—	466

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、設立以来の企業理念である「医療を創る」を引き継ぎつつ、実現可能な新たな事業戦略による成長を目指し、次の重点戦略を推進しております。

- (1) 細胞医療事業の増収戦略
- (2) 開発品の拡大戦略
- (3) 次世代技術の研究開発戦略

これら重点戦略のもと当社グループは、がん免疫療法の一つである樹状細胞ワクチン療法を中心に、研究開発を行い、独自のがん治療技術・ノウハウの提供を行っているほか、特定細胞加工物の受託製造事業を開始しており、対処すべき課題を以下のように考えております。

[1] 安定的な資金調達及び収益構造の改善

当社グループは、がん治療用再生医療等製品として樹状細胞ワクチンの承認取得へ向けた活動を含め、グループ事業運営のために十分な資金を調達する必要があります。当社グループは、営業活動の強化や事業コストの適正化に努めてまいりましたが、前期に引き続き当期においても売上高が著しく減少したことから資金繰りに懸念が生じております。

新株予約権の行使、無担保社債発行、第三者割当による新株式の発行による資金調達を実施したものの、治験費用、その他開発のための十分な資金を確保できていないこと、他の対応策も進捗の途上にあることから、現時点において継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。しかし、財務体質の改善をより確実なものとするために、積極的なエクイティファイナンスも検討し、機動的な資金調達を着実に実施していくことで、当社の経営基盤の安定化を図り、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況の解消に努めてまいります。

[2] 樹状細胞ワクチン療法の課題

① 新たな人工抗原の獲得

人工抗原は、樹状細胞ワクチン療法を行う上で重要な物質の一つになります。抗原のラインナップを多くすることで、樹状細胞ワクチン療法の適応対象を拡げ、その効果を高めることができますと考えられます。

当社グループはこれまでに、WT1※ペプチドについて樹状細胞ワクチン療法等への利用に関する独占的な特許実施権を保有しております。また、MAGE-A4及びサーバイビンペプチドについて特許権を保有しております。これらのペプチドは組み合わせることも可能であるため、今後、さらに当該療法の効果を高めることが期待されます。

※WT1

2009年9月、米国癌研究会議（AACR）の学会誌であるClinical Cancer Research誌（2009年15巻5,323～37頁）において、75種類のがん抗原中、理想的ながん抗原として第1位に選ばれました。

② 樹状細胞の質及び培養効率の向上

樹状細胞ワクチン療法の臨床効果を高める大きな要素として、投与される樹状細胞の品質があります。当社グループの樹状細胞ワクチンの培養技術・ノウハウは、東京大学医科学研究所及び徳島大学における臨床研究に基づいており、また、実地医療で症例を重ねることにより常に改善がなされていますが、さらなる品質の向上、効率的かつ安定的な培養方法の確立に向けての改善を継続してまいります。

③ エビデンス（科学的根拠）の強化

多くの医療従事者からの賛同を獲得し、患者がより安心して受診できるよう、提携医療機関における実地医療のみならず大学等研究機関との共同研究の実施により、基礎及び臨床研究におけるデータの蓄積及び解析等によるエビデンス（科学的根拠）を強化してまいります。

[3] 医療従事者・患者の理解獲得

樹状細胞ワクチン療法は標準治療ではないこともあり、現状、これらに対する医療従事者及び患者の認知・理解は十分には広まっていないものと認識しております。樹状細胞ワクチン療法の普及を進めるには、医療従事者及び患者双方に理解いただく必要があります。

当社グループは、契約医療機関における症例実績や新たな技術・ノウハウについて引き続き学会やセミナー、メディア活動を通じて情報提供することで、医療従事者及び患者のさらなる認知・理解を得られるよう進めてまいります。

[4] 技術者の確保・教育

当社グループは、これまで契約医療機関の細胞培養技術者に対して、樹状細胞をはじめとする治療に用いる細胞を培養できる高度な技術について指導してまいりました。今後は細胞加工受託業も並行して行う予定であるため、当社内において高度な技術を有する細胞培養技術者をいかに確保・教育していくかが課題になります。

これらの課題に対しては、優秀な人材の計画的な採用及び教育管理体制の強化により、提携医療機関及び当社の細胞培養技術者を安定的に育成し、また、それらの人材を教育、監督できる体制を整えることで対応してまいります。

[5] 関連法規に対応するための社内体制構築

「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」、「臨床研究法」等、再生医療や研究開発に関連する法規制に対応するための活動を今後とも推進してまいります。

[6] 細胞加工の製造開発受託業への参入に伴うその他の課題

① 特定細胞加工物製造許可の取得

2014年11月に施行された「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」によって、再生・細胞医療に係る細胞加工を民間企業が受託できるようになりました。また、細胞培養加工施設については、再生・細胞医療を迅速かつ安全に提供するための新たな基準が設けられ、特定細胞加工物の製造を行うための許可制が導入されました。当社は、2019年3月4日付けで近畿厚生局から「特定細胞加工物製造許可証」を受領し、これをもって特定細胞加工物の受託製造事業を開始しました。〔施設所在地：京都府京都市、施設番号：FA5180002〕

細胞加工施設は既存の資源を活用し、準備費用の削減を実現しております。

② 営業・フォロー体制の構築

特定細胞加工物の受託製造事業への参入に伴いこれまで以上に営業活動に注力することとなるため、強固な営業体制の構築が必要となります。また、樹状細胞ワクチンの受注から納品及び治療の提供までのフォロー体制構築も必要となります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第15期 2018年12月期	第16期 2019年12月期	第17期 2020年12月期	第18期 (当連結会計年度) 2021年12月期
売上高 (千円)	516,210	202,182	76,360	106,408
経常損失(△) (千円)	△755,171	△773,236	△1,099,333	△792,232
親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	△929,701	△1,026,561	△1,067,085	△948,759
1株当たり当期純損失(△) (円)	△54.03	△53.81	△45.26	△37.46
総資産 (千円)	981,557	1,175,815	1,292,960	326,405
純資産 (千円)	614,195	666,243	1,117,254	198,694
1株当たり純資産額 (円)	35.15	28.29	30.84	△6.62

(注) 1. 1株当たり当期純損失は、期中平均株式数により算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第15期 2018年12月期	第16期 2019年12月期	第17期 2020年12月期	第18期 (当期) 2021年12月期
営業収入 (千円)	367,191	167,082	76,360	106,408
経常損失(△) (千円)	△687,000	△825,511	△1,128,222	△791,555
当期純損失(△) (千円)	△956,495	△1,082,357	△1,095,701	△952,221
1株当たり当期純損失(△) (円)	△55.59	△56.73	△46.47	△37.60
総資産額 (千円)	909,044	1,062,463	1,130,555	188,507
純資産額 (千円)	594,877	591,130	1,013,524	91,502
1株当たり純資産額 (円)	34.04	25.08	26.74	△10.85

(注) 1. 1株当たり当期純損失は、期中平均株式数により算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数により算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

名称	資本金	出資比率	主要な事業内容
テラファーマ株式会社	250,769千円	99.8%	薬事承認取得に向けた開発事業 (医薬品事業)
株式会社オールジーン	45,000千円	100.0%	遺伝子検査サービス事業 (医療支援事業)

(注) 1. テラファーマ株式会社は、2014年1月24日に設立いたしました。
2. 株式会社オールジーンは、2014年2月28日に設立いたしました。
3. 当社の連結子会社は、上記2社となります。

(7) 主要な事業内容

「細胞医療事業」は、当社独自の樹状細胞ワクチン療法を中心としたがん治療技術・ノウハウの提供を契約医療機関に行うとともに、主にがんに対する免疫細胞治療に係る特定細胞加工物の製造受託をする事業であり、「医療支援事業」は、遺伝子検査サービス事業等を行う事業であり、「医薬品事業」は、がん治療用再生医療等製品として樹状細胞ワクチンの薬事承認取得に向けた開発を行う事業であります。

(8) 主要な営業所

- 細胞医療事業 … 当社（東京都新宿区）
医療支援事業 … 株式会社オールジーン（東京都新宿区）
医薬品事業 … テラファーマ株式会社（東京都新宿区）

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

2021年12月31日現在

従業員数	前連結会計年度末比増減
30名	2名減

(注) 従業員数の減少の主な理由は、通常の自己都合退職によるものであります。

② 当社の従業員数

2021年12月31日現在

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
20名	0名	41歳	3.5年

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社グループは、がん免疫療法の1つである樹状細胞ワクチン療法に特化した研究開発を行い、国立大学等で発明された技術を取り入れ、独自に改良を重ねたがん治療技術・ノウハウの提供を提携医療機関に行っております。当該技術を利用する患者の増加のための認知活動を積極的に実施してきたものの、がん診療連携拠点病院での自由診療が実質的に規制されたこと、医療広告等に対する規制が強化されたこと、免疫チェックポイント阻害薬等の抗悪性腫瘍薬の開発競争が激化し患者が治験に流れたこと、当社の主要取引先である医療法人社団医創会に属する医療機関との取引を停止したこと、新型コロナウイルス感染症が世界的パンデミックとなったことなどの理由により、日本国内の契約医療機関から得られる収益が減少傾向にあります。他方、和歌山県立医科大学が実施する膵臓がんに対する樹状細胞ワクチン（TLP0-001）の医師主導治験が複数の医療機関で有効性を検証する段階に移行したことにより開発費用は増加しております。

当社は、営業活動の強化や事業コストの適正化に努めてまいりましたが、売上高106,408千円、営業損失794,062千円、経常損失792,232千円、親会社株主に帰属する当期純損失948,759千円を計上した結果、当連結会計年度末において債務超過には該当しないものの、株主資本合計が167,731千円のマイナスとなっております。

また新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等を考慮し、今後の当社グループの業績見通しについて不確実性が存在すること、また現時点において、事業運営のための十分な資金を確保できていないことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

す。

なお、詳細につきましては、「連結注記表（継続企業の前提に関する注記）」、「個別注記表（継続企業の前提に関する注記）」に記載しております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 52,296,000株
- (2) 発行済株式の総数 25,327,013株 (自己株式数343株を除く。)
- (3) 株主数 25,078名
- (4) 大株主の状況 (上位10名)

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
尾澤 正人	989	3.91
野村證券株式会社	317	1.26
蜂谷 好昭	270	1.07
NOMURA INTERNATIONAL PLC A/C JAPAN FLOW	210	0.83
日本証券金融株式会社	122	0.48
JPモルガン証券株式会社	114	0.45
CREDIT SUISSE AG,SINGAPORE BRANCH-FIRM EQUIY(POETS)	111	0.44
株式会社SBI証券	109	0.43
金岡 信義	105	0.41
服部 昭治	104	0.41

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
- 一单元当たりの株式数 100株

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日に当社役員が保有している新株予約権等の状況

2020年4月24日開催の取締役会決議による第23回新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 0円
- ② 新株予約権の行使価額 1株につき637円
- ③ 新株予約権の行使条件 (別記1)
- ④ 新株予約権の行使期間 2022年5月11日から2025年5月10日まで
- ⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数		保有者数
取締役(別記2) (社外取締役を除く)	350個	普通株式	35,000株	1人

(別記1) 新株予約権の行使条件

本新株予約権の権利行使の条件として、以下の①から③に掲げる事項に抵触しない限り権利行使を行うことができる。

- ① 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社の取締役、執行役員又は従業員又は当社子会社の取締役、従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、期間満了による退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 本新株予約権1個未満を行使することはできない。

その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(別記2) 上記取締役が保有している新株予約権350個は、取締役就任前に付与されたものであります。

(2) 当社使用人及び子会社の役員及び使用人に対し当事業年度中に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

①2014年12月26日開催の取締役会決議による第15回新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 2,200,000円
- ② 新株予約権の行使価額 1株につき792円
- ③ 新株予約権の行使条件 (別記)
- ④ 新株予約権の行使期間 2015年1月16日から2025年1月15日まで
- ⑤ 割当人の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数		保有者数
元取締役	5,500個	普通株式	550,000株	1人

(別記) 新株予約権の行使条件

割当日から2020年1月15日までの間に、下記(1)(2)の条件に抵触しない限り、新株予約権者は自由に権利を行使することができる。また、2020年1月15日から行使期間の終期までの期間については、新株予約権者の意思での権利行使はできないものとする。但し、下記(1)(2)のいずれかの条件に抵触した場合、抵触した条件が優先され、抵触しなかった条項は消滅するものとする。

(1) 割当日から2020年1月15日までの間で、東京証券取引所本則市場における当社株式の普通取引の終値が一度でも行使価額の200%を上回ること。上記条件に抵触した場合、新株予約権者は残存する全ての新株予約権について、その全てを行使価額にて行使しなければならない。

(2) 2015年1月16日以降から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間で、東京証券取引所本則市場における当社株式の普通取引の終値が一度でも行使価額の60%を下回ること。上記条件に抵触した場合、当該時点以降、当社は残存する全ての新株予約権を行使価額の60%で行使させることができる。但し、当社が行使を指示することができるのは、当該時点以降、行使期間の終期までの場合において、東京証券取引所本則市場における当社株式の普通取引の終値が行使価額の60%を下回っている場合に限る。

その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

②2019年6月7日開催の取締役会決議による第19回乃至第21回新株予約権

(1)	割当日	2019年7月1日
(2)	新株予約権の総数	18,000,000個 第19回新株予約権：6,000,000個(注1) 第20回新株予約権：6,000,000個 第21回新株予約権：6,000,000個

(3)	発行価額	総額3,660,000円 第19回新株予約権 1個当たり0.30円 第20回新株予約権 1個当たり0.17円 第21回新株予約権 1個当たり0.14円
(4)	当該発行による潜在株式数	18,000,000株(新株予約権 1個につき 1株)
(5)	資金調達額	4,104,036,400円(注2)
(6)	行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額は、229円とする。 本新株予約権の行使価額は、2019年7月2日に初回の修正がされ、以後1価格算定日(以下に定義する。)が経過する毎に修正される。価格算定日とは、取引所において売買立会が行われる日(以下「取引日」という。)であって、以下に定める市場混乱事由が発生しなかった日をいう。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日(当日を含む。)の翌取引日における当社普通株式の普通取引の終値に対して92%を掛けた金額の1円未満の端数を切捨てた額(但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。また、いずれかの価格算定日以内に本新株予約権の発行要項第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定日の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整される。当社普通株式に関して以下の事態が発生している場合、かかる状況を市場混乱事由と定義する。(1)当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合(2)取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合(取引所において取引約定が全くない場合)(3)当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限(ストップ安)のまま終了した場合(取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらず)のものとする。
(7)	新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
(8)	募集又は割当方法(割当予定先)	第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を割当先(EVO FUND)に割り当てる。

(注1) 第19回新株予約権については、2019年12月5日をもって全ての行使が完了しております。

(注2) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は変動します。加えて、上記資金調達額の計算に際して用いられている本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されたたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

③2020年4月24日開催の取締役会決議による第22回新株予約権

- | | |
|--------------|--------------------------|
| ① 新株予約権の払込金額 | 437円 |
| ② 新株予約権の行使価額 | 1株につき146円 |
| ③ 新株予約権の行使条件 | (別記) |
| ④ 新株予約権の行使期間 | 2020年5月11日から2023年5月10日まで |
| ⑤ 割当人の保有状況 | |

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数		保有者数
元取締役 (社外取締役を除く)	4,000個	普通株式	400,000株	2人
元社外取締役	1,950個	普通株式	195,000株	3人

(別記) 新株予約権の行使条件

本新株予約権の権利行使の条件として、以下の①に掲げる条件に合致するものとし、②から④に掲げる事項に抵触しない限り権利行使を行うことができる。

①新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、割当日から2023年5月10日に定める期間の満了日に至るまでの間に当社が上場する金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が以下に掲げる一定の水準を超過した場合、割当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合までの個数を行使することができるものとする。ただし、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とする。

(i) 金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が219円を一度でも超えた場合、新株予約権者は割り当てられた新株予約権の30%（端数は切り捨て）の個数を上限として行使できるものとする。

(ii) 金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が292円を一度でも超えた場合、新株予約権者は上記(i)に加えて、新たに割り当てられた新株予約権の30%（端数は切り捨て）の個数を上限として行使することができるものとし、上記(i)を加えると割り当てられた新株予約権の60%（端数は切り捨て）の個数を上限として行使できるものとする。

(iii) 金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が657円を一度でも超えた場合、割り当てられた新株予約権の全部、又は、未行使の新株予約権を全て行使できるものとする。

②新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社の取締役、執行役員又は従業員又は当社子会社の取締役、従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、期間満了による退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

④本新株予約権1個未満を行使することはできない。

その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

2021年12月31日現在

地位	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	真 船 達	テラファーマ株式会社 代表取締役社長 株式会社オールジーン 代表取締役社長
取 締 役	池 田 徹	共栄エンジニアリング株式会社 監査役 アマネセールコンサルティング パートナー
取 締 役 (監査等委員)	西 村 國 彦	さくら共同法律事務所 パートナー 日本ゴルフ学会 常務理事
取 締 役 (監査等委員)	東海林 秀 樹	縁監査法人 統括代表社員 TAC株式会社 公認会計士講座 講師 樹 会計事務所 代表 株式会社グランシャリテ 代表取締役社長 株式会社リミックスポイント 社外取締役
取 締 役 (監査等委員)	井 上 肇	埼玉女子短期大学 客員教授 日本薬理学会 代議員 日本再生医療学会 代議員 日本創傷治癒学会 評議員 東京医療保健大学 非常勤講師 聖マリアンナ医科大学・形成外科・寄付部門 講座代表・特任教授
取 締 役 (監査等委員)	中 島 日出夫	上尾中央総合病院 腫瘍内科 科長

- (注) 1. 取締役池田徹氏、同西村國彦氏、同井上肇氏、同中島日出夫氏及び同東海林秀樹氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役池田徹氏、同西村國彦氏、同井上肇氏及び同東海林秀樹氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員とし、同取引所に届け出ております。
3. 社外役員の重要な兼職先と当社との間には、開示すべき特別の関係はありません。
4. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定していません。
5. 事業年度中に退任した取締役

退任時の会社における地位	氏名	退任時の担当及び重要な兼職の状況	退任日
代表取締役社長	平 智 之	テラファーマ株式会社代表取締役社長	2021年7月20日

なお、代表取締役社長 平智之氏は、辞任による退任であります。

6. 事業年度後に退任した取締役

退任時の会社における地位	氏名	退任時の担当及び重要な兼職の状況	退任日
取締役（監査等委員）	西村 國彦	—	2022年1月21日
取締役（監査等委員）	井上 肇	—	2022年2月1日

なお、取締役 西村國彦氏及び井上肇氏は、辞任による退任であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

監査等委員の責任限定契約

当社は、西村國彦監査等委員、井上肇監査等委員、中島日出夫監査等委員及び東海林秀樹監査等委員との間で会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、西村國彦監査等委員、井上肇監査等委員、中島日出夫監査等委員及び東海林秀樹監査等委員は法令が定める額としております。

(3) 役員賠償責任保険契約の概要

①被保険者の範囲

当社および当社のすべての子会社のすべての取締役（監査等委員を含む）、執行役員、管理職従業員

②保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するもの。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じている。保険料は全額当社が負担する。

(4) 取締役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	4名 (1名)	29,250千円 (2,700千円)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	7名 (7名)	12,900千円 (12,900千円)
合計	11名	42,150千円

(注) 1. 株主総会決議による取締役（監査等委員を除く）の金銭報酬に係る報酬限度額は年額100,000千円であります。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は3名です。(2019年3月27日開催 定時株主総会)
2. 株主総会決議による取締役（監査等委員）の金銭報酬に係る報酬限度額は年額20,000千円であります。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名です。(2019年3月27日開催 定時株主総会)
3. 決定方針の決定方法については、取締役会にて審議したうえで決定しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

重要な兼職先である法人等と当社との関係につきましては、「4. 会社役員に関する事項 (1) 取締役の氏名等」に記載のとおりであります。

② 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取 締 役	池 田 徹	社外取締役就任後に開催された取締役会21回のうち21回全てに出席し、主に企業会計に精通した公認会計士としての見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	西 村 國 彦	社外取締役就任後に開催された取締役会21回のうち20回に出席し、主に企業法務に精通した弁護士としての見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、社外取締役就任後に開催された監査等委員会13回のうち13回全てに出席し、監査結果についての意見交換等、専門的な見地から適宜、必要な発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	東海林 秀 樹	社外取締役就任後に開催された取締役会21回のうち21回全てに出席し、主に企業会計に精通した公認会計士としての見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、社外取締役就任後に開催された監査等委員会13回のうち13回全てに出席し、監査結果についての意見交換等、専門的な見地から適宜、必要な発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	井 上 肇	社外取締役就任後に開催された取締役会21回のうち21回全てに出席し、主に薬剤師・大学教授であり再生医療分野の専門家としての見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、社外取締役就任後に開催された監査等委員会13回のうち13回全てに出席し、監査結果についての意見交換等、専門的な見地から適宜、必要な発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	中 島 日出夫	社外取締役就任後に開催された取締役会21回のうち21回全てに出席し、主に医師・研究者でありナチュラキラー細胞の専門家としての見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、社外取締役就任後に開催された監査等委員会13回のうち13回全てに出席し、監査結果についての意見交換等、専門的な見地から適宜、必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

HLB Meisei有限責任監査法人（一時会計監査人）

- (注) 当社の会計監査人でありました有限責任開花監査法人は、2021年10月22日付で当社との監査契約を辞任したいとの申し出があり、同日解除しました。これにより同監査法人は、同日をもって当社の会計監査人を退任しました。これに伴い、当社の会計監査人が不在となることを回避し、適正な監査業務が継続的に実施される体制を維持するため、2021年11月11日開催の監査等委員会においてHLB Meisei有限責任監査法人を一時会計監査人に選任し、同日付で就任しております。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	有限責任開花HLB 監査法人	Meisei有限責任 監査法人	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	18,100千円	9,000千円	27,100千円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,100千円	9,000千円	27,100千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬の見積りの算出根拠などを検討して同意しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と有限責任開花監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりました。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額としております。なお、会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

なお、当社と一時会計監査人であるHLB Meisei有限責任監査法人は責任限定契約を締結しておりません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、職務の執行に支障があると判断し、その改善が見込めないと判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会の目的である事項とする方針です。また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

連結貸借対照表 (2021年12月31日現在)

科 目	前 期 (ご参考)	当 期
資産の部		
流動資産	1,218,712	294,972
現金及び預金	780,563	59,469
受取手形及び売掛金	12,364	57,219
商品	49,846	6,616
前払費用	136,741	116,488
未収入金	194,250	8,500
未収還付消費税	44,783	44,176
その他	163	2,501
固定資産	74,248	31,433
有形固定資産	0	0
建物（純額）	0	0
機械及び装置（純額）	0	0
工具、器具及び備品（純額）	0	0
リース資産（純額）	0	0
無形固定資産	0	0
ソフトウェア	0	0
リース資産	0	0
特許実施権	0	0
投資その他の資産	74,247	31,433
投資有価証券	42,866	—
敷金	31,365	31,365
破産更生債権等	34,948	35,000
その他	10	10
貸倒引当金	△34,942	△34,942
資産合計	1,292,960	326,405

(単位：千円)

科 目	前 期 (ご参考)	当 期
負債の部		
流動負債	102,955	56,992
支払手形及び買掛金	132	2,300
リース債務	2,726	2,214
未払金	67,054	22,736
未払法人税等	24,446	21,341
その他	8,595	8,400
固定負債	72,750	70,719
リース債務	2,626	412
長期預り敷金	13,408	13,408
資産除去債務	56,714	56,897
負債合計	175,705	127,711
純資産の部		
株主資本	781,032	△167,731
資本金	3,315,407	3,315,407
資本剰余金	3,182,382	3,182,382
利益剰余金	△5,716,470	△6,665,229
自己株式	△287	△291
新株予約権	336,221	366,425
純資産合計	1,117,254	198,694
負債純資産合計	1,292,960	326,405

連結損益計算書

(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(単位：千円)

科 目	前 期 (ご参考)	当 期
売上高	76,360	106,408
売上原価	113,795	204,997
売上総損失	37,434	98,589
販売費及び一般管理費	1,051,801	695,473
営業損失	1,089,236	794,062
営業外収益	11,269	2,023
受取利息	10	7
受取配当金	810	1,800
受取保険金	10,000	—
雑収入	259	216
その他	189	—
営業外費用	21,366	192
支払家賃	19,523	—
支払利息	705	124
為替差損	279	68
新株予約権発行費	215	—
その他	642	—
経常損失	1,099,333	792,232
特別利益	84,934	20,119
賃貸借契約解約益	9,934	—
固定資産売却益	74,999	399
投資有価証券売却益	—	19,719
特別損失	49,529	173,466
和解金	2,000	—
解決金	46,500	—
課徴金	—	20,000
固定資産除却損	0	0
減損損失	1,029	466
投資有価証券評価損	—	153,000
税金等調整前当期純損失	1,063,928	945,579
法人税、住民税及び事業税	3,157	3,180
当期純損失	1,067,085	948,759
親会社株主に帰属する当期純損失	1,067,085	948,759

貸借対照表 (2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	前 期 (ご参考)	当 期
資産の部		
流動資産	1,070,269	172,168
現金及び預金	766,715	55,562
売掛金	12,364	57,219
商品	49,846	6,616
前払費用	19,785	13,917
未収入金	194,250	8,500
未収還付消費税	27,169	27,849
その他	137	2,501
固定資産	60,285	16,339
有形固定資産	0	0
建物	0	0
工具、器具及び備品	0	0
リース資産	0	0
無形固定資産	0	0
ソフトウェア	0	0
リース資産	0	0
特許実施権	0	0
投資その他の資産	60,285	16,338
投資有価証券	42,866	—
関係会社株式	0	0
関係会社長期貸付金	1,700,791	1,946,791
破産更生債権等	62,397	58,417
敷金	15,068	15,068
その他	10	10
貸倒引当金	△1,760,849	△2,003,949
資産合計	1,130,555	188,507

科 目	前 期 (ご参考)	当 期
負債の部		
流動負債	72,358	50,708
買掛金	132	2,300
未払費用	3,359	2,573
前受金	1,080	1,080
リース債務	2,726	2,214
未払金	38,776	18,759
未払法人税等	22,632	19,527
預り金	3,651	1,753
その他	—	2,500
固定負債	44,673	46,297
関係会社事業損失引当金	464	5,363
長期前受金	1,260	180
リース債務	2,626	412
長期預り敷金	13,408	13,408
資産除去債務	26,912	26,932
負債合計	117,031	97,005
純資産の部		
株主資本	677,302	△274,923
資本金	3,315,407	3,315,407
資本剰余金	3,187,084	3,187,084
資本準備金	3,187,084	3,187,084
利益剰余金	△5,824,903	△6,777,124
その他利益剰余金	△5,824,903	△6,777,124
繰越利益剰余金	△5,824,903	△6,777,124
自己株式	△287	△291
新株予約権	336,221	366,425
純資産合計	1,013,524	91,502
負債純資産合計	1,130,555	188,507

損益計算書

(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(単位：千円)

科 目	前 期 (ご参考)	当 期
営業収入	76,360	106,408
営業原価	113,795	204,997
営業総損失	37,434	98,589
販売費及び一般管理費	1,083,372	696,985
営業損失	1,120,807	795,574
営業外収益	13,436	4,211
受取利息	10	6
受取配当金	810	1,800
受取保険金	10,000	—
雑収入	2,426	2,404
その他	189	—
営業外費用	20,851	192
支払家賃	19,523	—
支払利息	705	124
新株予約権発行費	215	—
為替差損	279	68
その他	127	—
経常損失	1,128,222	791,555
特別利益	84,934	20,119
賃貸借契約解約益	9,934	—
固定資産売却益	74,999	399
投資有価証券売却益	—	19,719
特別損失	49,993	178,365
解決金	46,500	—
和解金	2,000	—
課徴金	—	20,000
固定資産除却損	0	0
減損損失	1,029	466
関係会社事業損失引当金繰入額	464	4,898
投資有価証券評価損	—	153,000
税引前当期純損失	1,093,281	949,801
法人税、住民税及び事業税	2,420	2,420
当期純損失	1,095,701	952,221

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月28日

テラ株式会社
取締役会 御中

HLB Meisei有限責任監査法人
東京都中央区

指定有限責任社員 公認会計士 関 和輝
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 町出 知則
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、テラ株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、テラ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社グループは、前連結会計年度において継続的に営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、引き続き、当連結会計年度においても、営業損失794,062千円、経常損失792,232千円、親会社株主に帰属する当期純損失948,759千円を計上した結果、連結貸借対照表上の株主資本合計が167,731千円のマイナスの状況にあること、事業運営のための十分な資金を確保できていないこと、特設注意市場銘柄の指定により上場継続にも懸念が出ていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年2月28日

テラ株式会社
取締役会 御中

HLB Meisei有限責任監査法人
東京都中央区

指定有限責任社員 公認会計士 関 和輝
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 町出 知則
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、テラ株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前事業年度において継続的に営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、引き続き、当事業年度においても、営業損失795,574千円、経常損失791,555千円、当期純損失952,221千円を計上した結果、貸借対照表上の株主資本合計が274,923千円のマイナスの状況にあること、事業運営のための十分な資金を確保できていないこと、特設注意市場銘柄の指定により上場継続にも懸念が出ていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して監査いたしました。その方法及び結果につき、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、次の方法で監査を実施しました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人HLB Meisei有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担に従い、会社の内部統制部門との連携のうえ、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関しましては、当年度において、代表取締役及び監査等委員である取締役並びに業務執行役らが、「メキシコにおけるCOVID-19治療新薬開発に関する試験の実在性に関する追加調査」を社内調査委員会が実施している中、本件の重要人物と面談等していたにも関わらず、その事実について当社取締役をはじめ社内調査委員会にも報告を懈怠していたことが判明いたしました。事実解明と原因分析のため、社内調査委員会による追加調査を実施し、調査報告書と再発防止策の提言を受け、コンプライアンスおよび内部統制の強化に取り組んでいることを確認しています。上記を除き、取締役の職務に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行については、上記②を除き指摘すべき事項は認められません。なお、当年度に判明しました「過年度の有価証券報告書及び過年度の決算短信並びに一部適時開示の不備等」につきましては、社内調査委員会からの提言を含む再発防止策の実施状況を確認・検証しております。監査等委員会としては、引き続き再発防止策を含む法令遵守体制の運用、継続的改善が取り組まれるよう注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人HLB Meisei有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人HLB Meisei有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年3月1日

テラ株式会社 監査等委員会

監査等委員 東海林 秀樹 ㊞

監査等委員 中島 日出夫 ㊞

監査等委員 井上 肇 ㊞

以 上

MEMO

[illegible]

株主総会会場ご案内図

会場

東京都新宿区西新宿八丁目17番地1号

住友不動産新宿グランドタワー5階

ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター

TEL 03-3346-1396



交通のご案内

丸ノ内線 西新宿駅 1番出口 徒歩3分
JR線 新宿駅 西口 徒歩20分

● お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

テラ株式会社

<https://www.tella.jp/>

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。